

令和5年第2回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和5年3月29日(水)午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育指導課長 飛鳥山博物館長 中央図書館長 子ども未来部長 子ども未来課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	9号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
2	10号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
3	11号	東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則	承認
4	12号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
5	13号	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
6	14号	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
7	15号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
8	16号	東京都北区立図書館使用規則の一部を改正する規則	承認
9	17号	東京都北区教育委員会事務局職員(課長級以上)の人事について	承認
10	18号	東京都北区文化財保護審議会委員の委嘱について	承認
11	19号	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
12	8号	東京都北区教育委員会事務局職員(係長級以上)の人事について	了承
13	9号	教職員人事異動(令和5年4月1日付)について	了承
14	10号	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の調査の結果について	了承

日程	報告事項	報告内容	結果
15	11号	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の調査の結果について	了承

令和5年第2回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和5年3月29日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和5年第2回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

はじめに、日程第1、第9号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

教育振興部長から説明をお願いいたします。

教育振興部長

教育長

清正教育長

教育振興部長

教育振興部長

それでは、第9号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について、ご説明させていただきます。

第9号議案、議案書をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

説明欄です。

教育委員会事務局の組織を改正するほか、規定の整備を行うため、この規則案を提出させていただくものでございます。

本年2月7日の教育委員会協議会におきまして、児童相談所開設準備担当の副参事を廃止し、児童相談所開設準備担当課長を新設することについて、ご説明申し上げたところでございます。本議案はこの担当課長の新設に関して、規則を改正するものとなっております。

議案書3ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正箇所については多くなっておりますが、先ほどご説明申し上げました担当課長に関する部分、左側改正後の欄の中段より少し上、第3条第2項におきまして、子ども未来部に担当課長を置くという規定を設けるものでございます。

あわせて次のページ、4ページになります。

改正後の欄、真ん中あたり、第13条、子ども未来課の分掌事務に関する規定でございますが、児童相談所の開設に関することを分掌事務とする課務担当としての規定を設け、この事務について児童相談所開設準備担当課長が処理することとさせていただくものでございます。

その他の改正箇所につきましては、今回の組織改正と併せて規定の整備を行うものでございます。具体的には3ページの改正前の欄、第3条から第5条までにおきまして、部長、課長、係長等の設置に関する規定を、それぞれ条を分けて設けてございましたが、区長部局の規則に倣いまして、改正後の欄、第3条のようにまとめて規定させていただくほか、不要な規定を削除するなどの規定整備を行うものでございます。

最後に2ページにお戻りください。

付則でございます。

この規則は、令和5年4月1日から施行させていただくものでございます。
説明は以上となります。

清正教育長 説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第9号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第2、第10号議案「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、議題に供します。

教育振興部長から説明をお願いいたします。

教育振興部長 教育長

清正教育長 教育振興部長

教育振興部長 引き続き、第10号議案「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、ご説明させていただきます。

議案書、1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

説明欄です。

教育委員会事務局の組織改正に伴い、公印に係る規定を改めるため、この規則案を提出させていただくものでございます。

議案書2ページ、新旧対照表でございます。

改正後の欄、漢数字でございます「十二の二」と真ん中あたりでございます。お示しのとおり、担当課長印に関する規定を設けさせていただきます。先の第9号議案でご説明しました、児童相談所開設準備担当課長の新設に伴いまして、担当課長の公印を作成するため、こちらに規定を設けるというものでございます。

1ページにお戻りください。

付則でございます。

この規則は令和5年4月1日から施行させていただくものでございます。

説明は以上となります。

清正教育長 説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第10号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第3、第11号議案「東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則」を議題に供します。

教育振興部長から説明をお願いいたします。

教育振興部長 教育長

清正教育長 教育振興部長

教育振興部長 引き続き、第11号議案「東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則」について、ご説明させていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

説明欄でございます。

教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規定を削除するため、この規則案を提出させていただくものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項におきまして、教育長が事故等により欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理するとされておりまして、また同法第25条第4項の規定により、その職務については教育委員会事務局の職員に委任することができることとされてございます。

3ページのほうに本規則をお示しさせていただいてございますが、本規則はこれらの規定に基づいて、教育長が欠けた場合の教育長の専決事案について、教育委員会事務局の職員に委任することを定めるものでございます。教育長の専決事案の処理につきましては、事務局職員に委任するものではなく、事案の代決として処理するものであることから、委任に関する規定を削除するという今回の改正でございます。

4ページ、新旧対照表をご覧ください。

こちらは規則の付則、第2項において改正させていただく、東京都北区教育委員会事案決定規則の新旧対照表でございます。

改正後の欄、第9条の2にお示しのとおり、教育長が不在のときの事案の代決に関する

る規定を設けまして、教育長不在時には主管の部長が事案を代決することができることとするものでございます。

最後に、1ページにお戻りください。

付則の第1項でございます。この規則は公布の日から施行するというものでございます。第2項、先ほど新旧対照表でご説明したところでございます。

説明は以上となります。

清正教育長 説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第11号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第4、第12号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 第12号から第15号議案につきましては、幼稚園教育職員にかかわるものであることから一括して説明いたしたいのですが、よろしいでしょうか。

清正教育長 お願いします。

教育指導課長 ではまず、第12号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明いたします。

資料1ページ、説明欄をご覧ください。

今回の改正は、東京都北区個人情報保護条例の廃止に伴う規定の整備のため、規則改正を行うものです。

次に、第13号議案「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

資料3ページ、説明欄をご覧ください。

今回の改正は地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員に係る管理職員特別勤務手当の額を定めるため、規則改正を行うものです。

次に、第14号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、説明いたします。

資料3ページ、説明欄をご覧ください。

今回の改正は幼稚園教育職員の3月期の期末手当に係る規定を削除するため、規則改正を行うものです。また、3月期の期末手当の廃止に伴い、欠勤等日数に応じた支給割合を定めた別表の改正も行います。

最後に、第15号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、説明いたします。

資料1ページ、説明欄をご覧ください。

今回の改正は、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改めるため、規則改正を行うものです。

最後に施行期日でございます。

各規則、令和5年4月1日から施行することにいたします。

以上、第12号から第15号議案について説明させていただきました。また、区長部局についても、同様の各関係規則の改正を行っております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

清正教育長

説明、ありがとうございました。ただいま12号議案から15号議案まで一括して説明していただきましたが、一括して本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、特に反対意見はないようですので、12号議案から第15号議案につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないと認め、12号から15号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8、第16号議案「東京都北区立図書館使用規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

中央図書館長から説明をお願いします。

中央図書館
長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館長

それでは、第16号議案「東京都北区立図書館使用規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

1枚めくっていただき、議案書1ページ、左の説明欄をご覧ください。

図書館の開館時間及び休館日を変更するため、この規則案を提出いたします。

令和5年度から図書館利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館の定期休館日が休日と重なった場合には、当該日に開館し、ほかの日を振替休館とするなど、北区立図書館の開館時間等を変更するためにお願いする規則の改正でございます。

1枚めくっていただき、2ページ、新旧対照表をご覧ください。規則改正の内容と開館時間の変更の概要を併せてご説明いたします。

まず、一つ目といたしまして、王子、赤羽、滝野川の3地区に、それぞれ5か所ある地区図書館の中で最も平日の夜間利用が多いと見込まれる、浮間、滝野川西、東十条の各図書館について、平日の開館時間を1時間延長し、平日の図書館の利便性の向上を図るための改正でございます。

別表第1、改正後の欄の下段、下線部の追加の改正でございます。

2つ目といたしまして、中央図書館の定期休館日が休日と重なった場合に、当該日に開館し、直後の開館日を休館とします。これにより、祝休日の開館日を増やし、利便性の向上を図ります。

別表第2、改正後の欄、下線部の追加でございます。これらの改正により、その地区図書館等の実用に応じた対応を行い、北区の図書館全体で見た利便性向上を図ることができると考えてございます。

1ページにお戻りください。

中ほど、付則でございます。

こちらの規則につきましては、令和5年4月1日から施行をさせていただきたいと考えてございます。

以上、雑駁ではございますがご説明いたしました。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第16号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第9、第17号議案から日程第15、報告第11号までにつきましては、人事に関するもの、または個人情報を取り扱うものでございます。このため、いずれの案件につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 それでは、ただいまより会議を非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長 以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和5年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。